明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○無線従事者規則第六条に基づき、総務大臣が別に告示して指定する者を定める件（**総務**一八六）　一
○租税特別措置法施行令第十七条第二項第二号及び第三十九条の二十六第二項第二号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件（**農林水産**一〇七二）　三
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（**同**一〇七三）　六
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**同**一〇七四）　七
○肥料の名称の変更に係る届出があった件（**同**一〇七五）　八
○肥料の登録が失効した件（**同**一〇七六）　八
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の事由及び地域を改正する件（**経済産業**一二五）　八
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（**国土交通**六三三）　八
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（**同**六三四）　八
○道路に関する件（**東北地方整備局**一〇〇）　九
○海岸に関する件（**四国地方整備局**七八）　九
〔国会事項〕
官庁事項　一〇
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　一〇
〔公告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分、都市計画道路事業関係　一二
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二
特殊法人等
厚生年金基金変更関係　三〇
会社その他